

受給には
申請手続きが
必要です

地域を支える医療福祉施設等事業者の
皆様を応援します！



石川県

物価高騰対策 支援金のご案内

医療・福祉施設等

申請受付期間

令和5年

8月7日(月)

令和5年

12月27日(水)

物価の高騰等により厳しい環境が続く事業者等への支援として、

①医療機関、②介護施設、③障害者施設、④児童福祉施設、⑤公衆浴場を対象に、
支援金を支給いたします。（公立施設は対象外です。詳しい対象施設については、
裏面をご参照ください。）

支給対象者

令和5年7月1日時点で石川県内に所在し、申請日時点で稼働し、事業継続予定の医療機関・福祉施設等
申請日時点で事業を実施していない（休止含む）医療機関・福祉施設等は支給対象外になります。

申請方法

以下の2種類の書類をご準備いただき、申請書提出先となる
「石川県物価高騰対策支援事業（医療機関・福祉施設等）運営事務局」まで、
下記事務局ホームページWEB申請フォームまたは郵送により提出ください。

①石川県物価高騰対策支援金申請書（様式第1号）

②振込先の通帳の写し

※「金融機関名」「支店名」「預金種別」「口座番号」「口座名義人（フリガナ）」が読み取れるもの
（通帳の表紙裏面のコピーなど）

※WEB申請フォームでの提出の場合は、写真データによる提出可。

問い合わせ・
申請書提出先

石川県物価高騰対策支援事業（医療機関・福祉施設等）運営事務局

〒920-0864 石川県金沢市高岡町12-45 ロイヤルシャトー南町

コールセンター

076-231-3290

受付時間/9:00～17:00※土日祝日を除く

<https://ishikawa-shien.jp/bukka/>



こちらからアクセスできます。

支給金額

区 分			支 給 金 額
医 療 機 関	1	病院、有床診療所（保険医療機関に限る）	許可病床数×30千円 （3床以下の場合は100千円）
	2	無床診療所（医科・歯科）（保険医療機関に限る） 助産所（出張専業は除く）	1施設あたり 100千円
	3	施術所（出張専業は除く。同一施設ではき法と柔整法の開設をしている場合は いずれか一方） 薬局（保険薬局に限る）	1施設あたり 50千円
	4	特別高圧電力を受電する病院 ※申請書は事務局へ郵送願います。 （WEB申請フォームからはお申し込みいただけません）	令和5年1～8月分 電気使用量1kWhあたり 2.0円 令和5年9月分 電気使用量1kWhあたり 1.0円 上記の合計額と1により算出される 額のいずれか多い額
介 護 施 設	1	入所系 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護、 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、特定施設入居者生活介護、地域密 着型特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護※、短期入所療養 介護※、救護施設 ※空床利用型を除く	定員1名あたり 15千円
	2	通所系 通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対 応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅 介護、通所型サービス事業所 ※みなし指定除く	1施設あたり 100千円
	3	訪問系 訪問介護、訪問リハビリテーション、訪問入浴介護、訪問看護、定期巡 回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅介護支援、 訪問型サービス事業所、介護予防支援、福祉用具貸与・販売 ※みなし指定除く	1施設あたり 50千円
障 害 者 施 設	1	入所系 障害者支援施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、共 同生活援助、短期入所事業所（空床利用型は除く）	定員1名あたり 15千円
	2	通所系 自立訓練（機能訓練）事業所、自立訓練（生活訓練）事業所、就労移行支 援事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所、就労定着支 援事業所、療養介護事業所、生活介護事業所、児童発達支援事業所、医療 型児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅訪問型児童発 達支援事業所、保育所等訪問支援事業所	1事業所等あたり 100千円 〔 同一の事業所番号や所在地で 複数の事業を行っている場合、 重複算定は不可 〕
	3	訪問・ 相談系 居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、同行援護事業所、行動援護 事業所、重度障害者等包括支援事業所、自立生活援助事業所、地域 移行支援事業所、地域定着支援事業所、計画相談支援事業所、障害 児相談支援事業所	1事業所等あたり 50千円 〔 同一の事業所番号や所在地で 複数の事業を行っている場合、 重複算定は不可 〕
児 童 福 祉 施 設	1	保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園、 幼稚園型認定こども園、地域型保育事業所	1施設あたり 100千円
	2	児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム	定員数（注1、2）×15千円 注1 暫定定員を設定している場合は、 暫定定員。 注2 ファミリーホームは現員
	3	放課後児童クラブ	1施設あたり 30千円
公 衆 浴 場	1	普通公衆浴場	1施設あたり 200千円